

上越市の行政改革の取組

～「すこやかなまち」づくりのために～

第 4 次行政改革大綱に基づく取組を進めています

市では、「すこやかなまち」の実現に向け、現在、平成 23 年度から平成 26 年度までを計画期間とする第 4 次行政改革に取り組んでいます。

重点取組は、「行財政改革による行財政運営の適正化」と「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」の 2 項目であり、課題解決に向けた以下の取組を進めています。

【これまでの主な取組】

< 第 4 次行政改革の概要 >

行財政改革による行財政運営の適正化

最少の経費で最大の効果を発揮できる行財政運営の推進

- ・重点化する施策や主要事業を選定し、予算を優先配分
- ・一つひとつの事業を必要性や効果的・効率的な実施方法等の視点から見直し、改善・廃止

財政の収支均衡が保たれ、必要なサービスが安定的に提供できる財政基盤の確立

- ・財政の収支均衡を維持し、将来負担の軽減を図る計画的な貯金(財政調整基金)の活用と確保
- ・手数料・使用料の見直し、公の施設の再配置等のほか、不用資産の売却等自主財源の確保

職員の育成、効率的で機能的な市役所組織の見直し

- ・組織力の向上に向け、職員の資質や能力を底上げ
- ・多様化する行政ニーズや行政課題に対応するための市役所組織の見直し
- ・適正な職員数の管理及び人員配置

市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

地域の課題解決や活力向上に向けた取組への支援

- ・地域の課題解決や地域の活力向上に向けて、市民が自らのこととして考え、自発的・主体的に行う取組を支援する地域活動支援事業の実施

市民活動への支援と協働の推進

- ・ホームページによる情報発信やボランティア体験ツアーの実施等ボランティア活動に参加しやすい環境整備
- ・協働の取組を紹介する事例集の発行等、協働推進に向けた取組

事務事業の見直し

- ・「事務事業の総ざらい」などの事業評価で、改善・廃止とした延べ 974 事業のうち、683 事業(70.1%)について取組を完了 H25.3月現在

市債(借入金)残高の削減

- ・借入金の繰上返済や抑制に取り組んだほか、交付税措置のある有利な借入金の活用等により借入残高を減少し、将来の財政負担を軽減

公の施設の見直し

- ・「公の施設の再配置計画」を策定し、施設の譲渡や廃止等の取組を進め、平成 24 年度は 53 施設、平成 25 年度は 14 施設の再配置を実施
平成 25 年度は見込み

職員数の適正化

- ・「定員適正化計画」に基づく職員の削減に取り組み、平成 23 年度から 2 年間で 29 人を削減 (H23.4.1 現在 2,020 人 H25.4.1 現在 1,991 人)。

地域活動支援事業の実施

- ・地域活動支援事業を活用した市民発意の提案事業が実施され、地域の課題解決、活力向上に資する取組が進展(事業採択件数: H23 年度 344 件、H24 年度 389 件、H25 年度 351 件)。

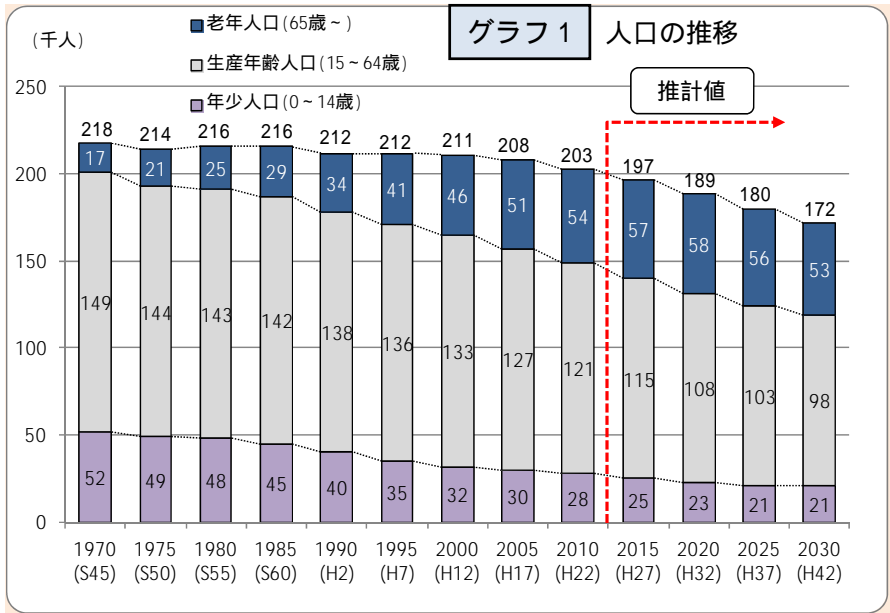
これらの取組を進めても、平成 30 年度以降の収支不足は解消には至らないため、更なる行財政改革の取組を進めていくことが必要です(次ページ以降参照)。

さらなる改革が必要です・・・第5次行政改革大綱の策定に向けて

さらなる改革が求められる背景

人口減少、少子・高齢化が進んでいます

上越市では、全国の多くの自治体と同様に、人口減少と少子・高齢化が進んでいます【グラフ1参照】。こうした変化は、市の行財政だけではなく、地域経済やまちのあり方にも影響を及ぼすことから、それらを前提とした市政運営、まちづくりが必要となっています。

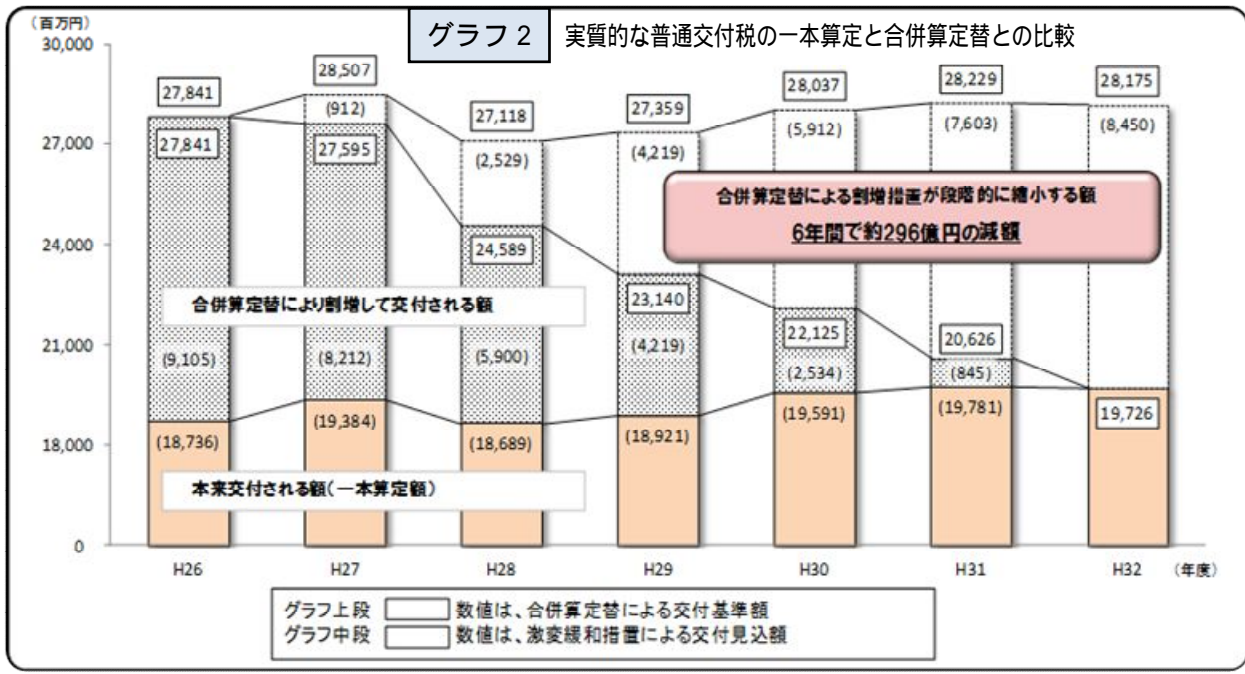


<人口減少>
上越市の人口は、出生や死亡、転出入の傾向が今のまま続けば、約10年後の2025年には約18万人となることが見込まれます。
2010(平成22)年の65歳以上の人口は、40年前の約3.2倍、20年前の約1.6倍に増加しています。

(出所) 上越市創造行政研究所 ニュースレターNO.26

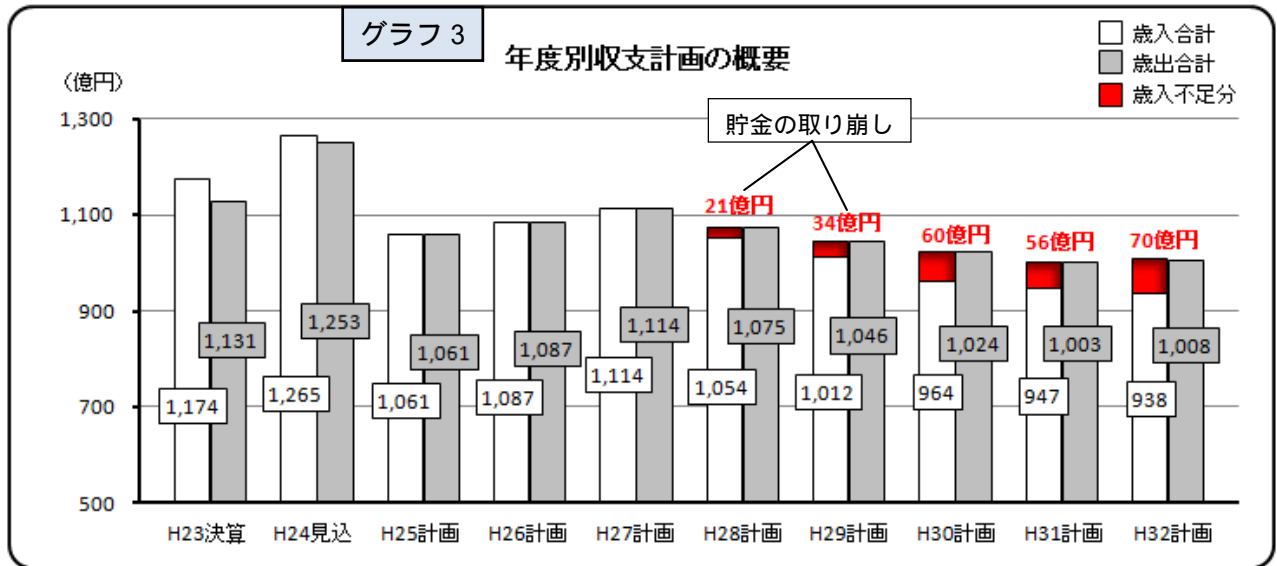
収支不足の懸念があります

合併の特例措置の終了に伴う普通交付税()の大幅な減少等により【グラフ2参照】、第4次行政改革の取組を行ってもなお、収支不足が懸念されます【グラフ3参照】。



<普通交付税の減少>
普通交付税()は、一定水準の行政サービスを提供するために、必要な経費から税収等を差し引いた額が国から交付される市の財源です。
市町村合併の特例措置として、合併後10年間(平成26年度まで)は交付額の割増が行われ、全額が交付されていますが、平成27年度からこの割増分が減額され、平成32年度にはゼロとなります。
この結果、平成32年度には、現在の普通交付税の1/3に相当する約85億円の財源減少が見込まれます。(グラフ上部の白地部分が割増額)

(出所) 上越市財政計画

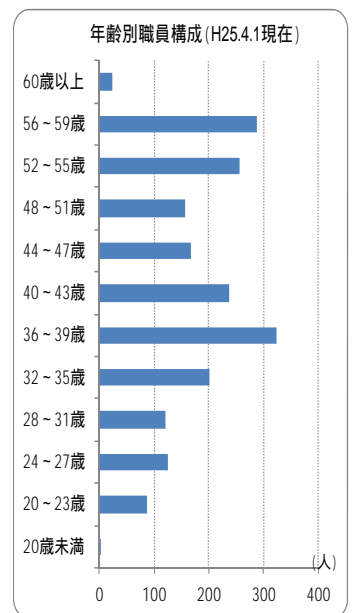
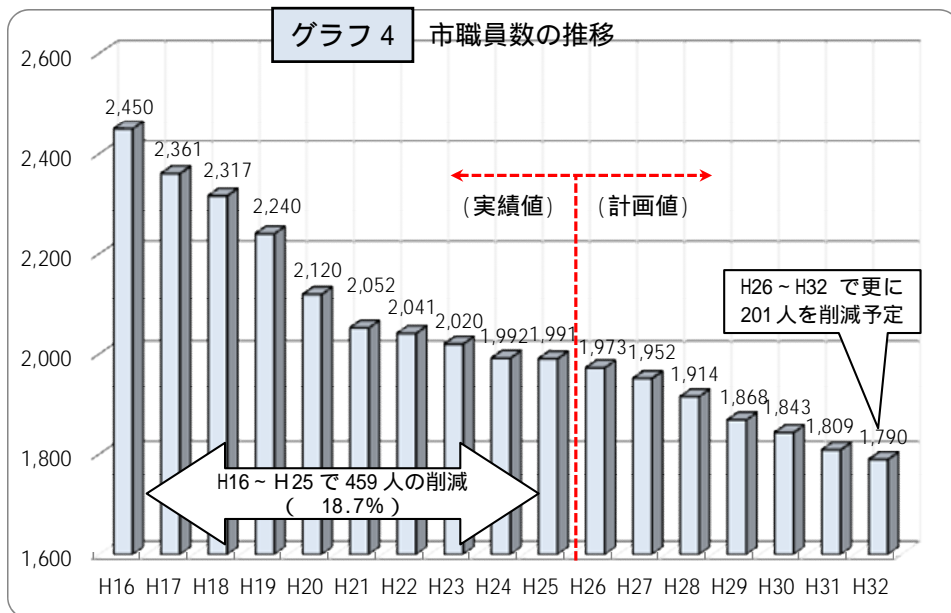


※グラフの数値は、表示単位未満で調整しているため、計算式が一致しない場合がある。
 ※グラフの歳入不足分は、財政調整基金を取り崩さない場合の財源不足額を示す。

< 収支不足の見込み >
 上のグラフは、平成 32 年度までの一般会計の収支を表したものです。
 普通交付税の減少等により発生する赤字は、貯金(財政調整基金)の取り崩しにより、平成 29 年度までは収支均衡できる見込みです。
 しかし、平成 30 年度以降は、毎年 56 億から 70 億円程度の赤字が発生する見込みです。

市の職員数が減少します

市の職員数が減少し、管理職の大量退職等による職員構成の変化も見込まれます【**グラフ 4** 参照】。



< 職員数の減少 >
 市の職員数は、平成 16 年度(14 市町村の合併当時)の 2,450 人から、平成 25 年度には 1,991 人となり、459 人減少しています。
 今後、定員適正化計画に基づき、平成 26 年度から 32 年度までの間でさらに約 200 人を計画的に削減することとしています。

(出所) 上越市定員適正化計画など

第 5 次行政改革に当たっての課題と取組の視点

今後見込まれる収支不足を解消し、限られた職員数で効率的で安定的な行政サービスを提供していくため、次の課題を掲げた上で第 5 次行政改革の取組を検討していきます。

財政危機への対応 「財政の健全化」

将来予測される財源不足を回避し、必要な行政サービスを継続的に提供できる財政基盤の確立を目指します。

職員数の減少、職員構成の変化への対応 「人材育成、組織風土の改革」

職員数の減少等を踏まえ、職員の資質や能力の向上と効率的・機動的な組織の見直しを進めます。

多様化する市民ニーズ等社会経済情勢の変化への対応 「行政運営システムの見直し」

行政の経営資源（財源、職員）が限られたものであることを踏まえ、行政サービスのあり方や効率的・効果的な事業の実施方法の見直し等を更に進めます。

市民と行政との関係性の再構築への対応 「新しい公共の創造・推進」

市民と行政の役割分担を整理するとともに、協働への理解や市民活動の推進等を図り、相互理解の下、自助・共助の促進に向けた取組を進めます。

具体的には、次のような取組等の検討を進めていきます。

徹底した事務事業の見直し

限られた財源等を効果的・効率的に活用するためのスクラップアンドビルドの徹底や、社会情勢等と照らし合わせた適正なサービスのあり方の検討などを進めます。

公の施設の見直し

類似施設や老朽化が進む公共施設の適正な配置や統廃合の推進、維持を図る施設の計画的な保全や管理運営のあり方の見直しなどを進めます。

適正な職員定員管理

事務事業の見直し等とリンクした職員数（定員）の管理と組織の再編に取り組みます。

公営企業・特別会計の健全運営

下水道事業など公営企業（特別会計）の健全運営や、繰出金の適正化の推進を図ります。

上記のほか、使用料の見直しなど「受益者負担の適正化」、指定管理者制度の導入など「民間委託の推進」などの取組や、「新しい公共の創造」や「協働の推進」に向けた取組を検討していきます。

今後の検討スケジュール

平成 26 年 10 月の第 5 次行政改革大綱及び推進計画の策定を目指し、総合計画及び財政計画との連携を図りながら、検討作業を進めていきます。

平成 17 年 1 月 1 日の上越地域 14 市町村の合併により、新たな上越市が誕生してから 10 年目を迎ようとしています。市では、「すこやかなまち」を目指すまちの姿として掲げ、その実現に向けて必要な市民サービスや将来に向けた価値ある投資の確保に努めています。

しかしながら、合併から 10 年が経過する平成 27 年度からは、地方交付税の合併特例措置の段階的縮小が始まり、このままでは、平成 30 年度に赤字に陥るという極めて厳しい状況が見込まれます。

そのため、実効性の高い行財政改革の取組を、スピード感をもって実行していくことが急務となっています。また、その際には、当市の置かれた厳しい状況を市民の皆さんと共有し、真摯に議論を重ねる中で、相互の英知を導き、課題解決に向けた取組を進めていくことが大切と考えています。

行財政改革の取組は、次世代の負担を軽減し、持続可能なまちづくりを進めていくためのものです。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

上越市総務管理部行政改革推進課

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

電話 025(526)6111 ファックス 025(526)6111

E-mail: gyouseikaikaku@city.joetsu.lg.jp